

当機構研究員による研究費の不適切な使用について

このたび、当機構におきまして、下記のとおり、所属研究員1名による研究費の不適切な使用が判明しましたので、御報告いたします。

このような事態が生じたことは大変遺憾であり、関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、事態の重大性を真摯に受け止め、再発防止に全力を挙げて取り組む所存です。

記

1 経緯

平成27年4月に行った機構の内部調査において、納品確認や検査・検収が不自然と思われる事例が認められたことを受け、「国立研究開発法人物質・材料研究機構研究費不正使用防止規程」（以下「規程」という。）に基づき、統括管理責任者（コンプライアンス担当理事）が最高管理責任者（理事長）へ報告し、理事長の指示により予備調査委員会による予備調査を実施した。

予備調査の結果、規程に基づき「研究費不正使用の疑義に係る調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置して本調査を実施することとなり、同委員会において、関係書類の確保、関係書類の突合・分析等、関係者からのヒアリング等による調査を実施した。

【研究費不正使用の疑義に係る調査委員会 委員】

委員長	コンプライアンス担当理事	吉田 靖
委員	審議役（コンプライアンス室長併任）	山口 敏
	先端的共通技術部門長	藤田 大介
	外部連携部門長	青木 芳夫
	総務部門長	木村 賢二
	つくばパーク法律事務所 弁護士	堀 みずき
	竹内事務所 公認会計士・税理士	竹内 啓博

本調査の結果、調査委員会は、研究費の不正使用があったものと認定した。機構は、調査委員会の結果を受け、本日、配分機関等に最終報告を行った。

2 調査結果

調査委員会による調査の結果、規程上の不正行為に該当する「研究費を本来の用途以外の用途に使用すること」、「虚偽の請求に基づき研究費を支出すること」、「競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反して使用すること」又は「その他不正の手段により研究費の受給又は使用を行うこと」が行われたものと認定され、機構としてもそのように認定した。

(1) 不適切な使用に関与した者

物質・材料研究機構 環境・エネルギー材料部門 主幹研究員

取引業者 6社

(2) 不適切な使用の内容

以下の通り、三つの形態の不適切な使用を認定した。

(A) 調査対象者等が購入した物品を取引業者から購入したように見せかけて機構に請求させ、後日、業者から現金で受け取った事例	(10件、629,463円)
---	----------------

正規の手続きをとらず、調査対象者が購入した物品等について、取引業者から購入した形、あるいは実際に購入した物品の価格に上乗せる形で、機構から物品購入費を業者に支出させ、その後、業者から調査対象者が現金を受け取っていた事例。

(B) 取引業者に依頼し、役務関係の支出を取引業者からの物品購入に見せかけて機構に支出させた事例	(7件、93,112円)
--	--------------

(C) 特殊役務（基板の加工等）の納品・検査等を不適切に行い、その結果に基づき機構に経費を支出させた事例	(15件、7,389,408円)
--	------------------

基板等の精密加工という特殊な役務において、①加工を途中で中止する、②加工された物品の納品を指示しない、③加工用の支給材を供給しないなどの行為を行い、発注した内容とは異なる結果を招きながら、発注した通りの納品がなされたとして納品・検査・検収手続を進め、機構から経費を取引業者に支出させていた事例。

(3) 不適切使用に係る額

不適切な使用の総計は、32件、8,111,983円である。

【財源別内訳】

公的研究費（競争的資金）	10件	4,750,855円
運営費交付金	6件	1,062,647円
企業との共同研究等	16件	2,298,481円

(4) 目的外使用等の有無

これらの事案において、一部（18,891円）については、外国出張時の土産品等に支出されたものであり、機構の会計上研究費からの支出が認められないものであるため、目的外使用と判断した。

この他については、研究室での使用や学会での発表などで使用されたものであり、飲食や遊興費等に使われた形跡は認められなかった。

(5) 他の取引業者、研究員による該当事例の有無

調査対象者とこれまで取引があったすべての取引業者について、機構で保存されている会計書類により確認を行った結果、今回明らかになった取引業者以外の業者に関しては、調査対象者との取引で不適切と考えられる点は発見されなかった。

また、今回、不適切な使用に関与したと認定された取引業者6社に対して、今回の調査対象者以外に同様の処理を行ったことがある研究者はいないかどうか確認をとったが、取引業者6社全てから、調査対象者以外の研究者とは、このような事例はないとの証言が得られた。

以上より、現時点においては、他の取引業者、研究員による研究費の不適切な使用への関与は確認されなかった。

4 今後の対応等

(1) 再発防止策

当機構では、再発防止のため以下に取り組むこととする。

- ・研究者、関係業者のコンプライアンス意識向上を図るため、コンプライアンス教育のあり方を見直し、強化する。（研修内容の見直し、研修参加のあり方を見直し、誓約書の内容の見直し等）
- ・研究費の不適切な使用を未然に防ぐための環境整備、発見・警告・是正のシステムの構築（特定の業者との癒着を防止するための環境整備、不審な取引の発見・警告・是正のシステムの整備、納品・検査・検収システムの改善、調達におけるルールの明確化）
- ・研究費の不適切な使用を行った者に対する罰則等の強化

(2) 関係者の処分

今回の調査を受け、機構内に懲戒審査委員会を設置し、関係者の処分等について審議予定。